

日本語	翻訳
<p>受動喫煙防止対策 施設管理者向けハンドブック ～改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例～ 東京都福祉保健局</p>	<p>二手烟预防对策 设施管理者专用指南 ～修改健康增进法・东京都二手烟预防条例～ 东京都福祉保健局</p>
<p>① 受動喫煙防止対策の目的</p>	<p>①二手烟预防对策的目的</p>
<p>日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約 1 万 5 千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。</p> <p>自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び都では法律や条例で対策を行っています。</p>	<p>据调查,在日本每年有大约 15,000 人死于二手烟,这表明了二手烟与肺癌、缺血性心脏病等多种疾病有关。</p> <p>为预防二手烟给人体健康带来的不利影响,国家和东京都正在法律和条例的层面上采取相应措施,加强环境管理,以便人们能自主抵制二手烟。</p>
<p>②健康増進法と東京都受動喫煙防止条例</p>	<p>②健康增进法和东京都二手烟预防条例</p>
<p><u>改正健康増進法について</u></p> <p>改正前の「健康増進法」では、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務を定め、受動喫煙防止の取組を推進してきました。一方、依然として、受動喫煙に遭遇した非喫煙者は多いことがわかっています。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、2018 年 7 月、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定める法改正を行いました。</p>	<p>关于修改健康增进法</p> <p>为推进预防二手烟的相关措施,修正前的《健康增进法》针对两人以上使用的设施,明确了设施管理者要采取必要措施以预防二手烟的努力义务。然而,事实表明仍然有许多非吸烟者遭受二手烟。</p> <p>基于此,该法于 2018 年 7 月进行了修正,针对两人以上使用的设施等的不同类型,禁止设施利用者在非指定处吸烟,并就设施等的管理权限者应采取的措施等作了相关规定。</p>
<p><u>東京都受動喫煙防止条例について</u></p>	<p>关于东京都二手烟预防条例</p>
<p>2018 年 6 月に成立した「東京都受動喫煙防止条例」は、特に健康影響を受けやすい 20 歳未満の子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従</p>	<p>2018 年 6 月颁布的《东京都二手烟预防条例》,主要针对健康易受影响的 20 岁未满儿童以及工作环境中难以避免二手烟的雇员,从自主抵制二手</p>

<p>業員を、受動喫煙から守る観点から、都独自のルールを定めています。</p>	<p>烟的观点出发，制定了东京都特有的规则。</p>
<p>③管理権原者等の主な責務</p>	<p>③管理权限者等的主要义务</p>
<p>改正法及び都条例において、「管理権原者」とは、所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいいます。また、「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者をいいます。</p> <p>管理権原者・管理者には受動喫煙を防止するための責務があります。</p>	<p>修正后的健康促进法和东京都条例中，“管理权限者”是指有权对设施等进行设备维修等的人，例如所有者。而“管理者”是指实际管理现场的人，跟“管理权限者”是不同的。</p> <p>管理权限者和管理者都有预防二手烟的义务。</p>
<p>■喫煙器具・設備の撤去</p>	<p>■撤除吸烟用具・设备</p>
<p>喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。</p>	<p>禁止在禁烟处安装吸烟用具或设备。</p>
<p>■喫煙者への喫煙の中止等の依頼</p>	<p>■向吸烟者提出停止吸烟等的请求</p>
<p>喫煙してはいけない場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。</p>	<p>对于正在禁烟处吸烟（或正准备吸烟）的人，要设法使其停止吸烟或离开。</p>
<p>■標識の掲示</p>	<p>■张贴标识</p>
<p>施設内に喫煙することができる場所がある場合は、喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。また、飲食店は、店内禁煙の場合も、その旨を表示しなければなりません。</p>	<p>如设施内有可吸烟处，必须在吸烟室以及设施主要出入口的显眼位置张贴相关标识。</p> <p>此外，店内禁烟的饮食店也必须作相关标识。</p>
<p>違反した場合</p>	<p>如有违反</p>
<p>保健所等による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査*のほか、過料の対象となる場合があります。</p>	<p>除了要接受保健所等的指导・建议、劝告・公示・命令以及现场检查*以外，还有可能面临罚款。</p>
<p>*立入検査では、以下の内容を想定しています。立入検査への対応も、管理権原者等の責務です。</p>	<p>*现场检查可能包含以下内容。 配合检查也是管理权限者等的义务。</p>
<p>・受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告を求めること ・職員が特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況や帳簿等を検査す</p>	<p>・要求提供关于二手烟预防措施的実施報告</p>

<p>ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者に質問すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作人员进入特定设施等，并检查相关措施的实施情况、账簿等 ・向相关人员提问
<p>他の関係省令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に明示することを義務づけます。</p>	<p>根据其他相关省令，招聘方必须在招聘或接受应聘，表明该设施的二手烟预防情况。</p>
<p>④対象施設の類型</p>	<p>④适用设施的类型</p>
<p>第一種施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●敷地内禁煙 	<p>第一种设施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●用地内禁烟
<p>学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎 など</p>	<p>学校、医院、儿童福利设施、政府机关等</p>
<p>第二種施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則屋内禁煙 	<p>第二种设施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原则上室内禁烟
<p>第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設</p> <p>※ 飲食店は一部取扱いが異なります。</p>	<p>第一种设施和吸烟目的设施以外的、多人使用的设施</p> <p>*部分饮食店可有不同做法。</p>
<p>喫煙目的施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喫煙可 	<p>吸烟目的设施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●可吸烟
<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たしたバーやスナック ・たばこ販売店 ・公衆喫煙所 	<ul style="list-style-type: none"> ・满足面对面销售等一定条件的酒吧或深夜酒类饮食店 ・烟草零售店 ・公共吸烟区
<p>バス・タクシー・飛行機・鉄道・船舶</p>	<p>巴士、出租车、飞机、轨道交通、船舶</p>
<p>※ 以下は規制の対象とはなりません。ただし、区市町村が独自に喫煙ルールを定めている場合があります。詳しくは、所在地の区市町村にご確</p>	<p>*以下场所不受限制。但是，区市町村可能有其吸烟规定。详细信息请联系您所在的区市町村。</p>

<p>認ください。</p>	<p>此外，不管在何处吸烟，都必须考虑周围的情况。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種施設の敷地内を除く屋外* ・ 住居やベランダ、入居施設の個室等、人の居住する場所 ・ ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一种设施用地以外的户外* ・ 人的居住场所，如住房、阳台和入住设施的私人房间等 ・ 酒店或日式旅馆的客房、轨道交通或船舶里用于住宿的客房
<p>*施設の屋内とは、①屋根がある建物であり、②側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所です。これに該当しない場所は屋外とします。</p>	<p>*设施的室内是指①带屋顶的建筑物，且②侧壁约有一半以上被覆盖的室内场所。不满足这两个条件的场所就为户外。</p>
<p>⑤施設ごとの規制内容</p>	<p>⑤各设施的限制内容</p>
<p>1 病院・行政機関の庁舎など</p>	<p>1 医院・政府机关等</p>
<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所、助産所、薬局 ・ 介護老人保健施設及び介護医療院 ・ 難病相談支援センター ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師が業務を行う施術所 ・ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 	<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医院、诊所、助产所、药房 ・ 介护老人保健设施以及介护医疗院 ・ 疑难杂症咨询支援中心 ・ 按摩指压师、针灸师或柔道整复师的施术场所 ・ 国家及各地方政府的行政机关大楼
<p>■規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内に喫煙場所をつくることはできません。 ・ 屋外に喫煙場所をつくる場合、特定屋外喫煙所の要件を満たさなければ 	<p>■限制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不能在室内设吸烟区。

<p>ばなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在户外设吸烟区时，必须符合特定户外吸烟区的要求。
<p>◎ 2019 年 7 月 1 日から規制が適用されています。</p>	<p>◎自 2019 年 7 月 1 日起实施。</p>
<p>2 大学・児童福祉施設など</p>	<p>2 大学・儿童福利设施等</p>
<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学 ・ 専門学校 ・ 各種養成施設 ・ 児童福祉施設* 	<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学 ・ 专门学校 ・ 各种培训设施 ・ 儿童福利设施*
<p>* 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のほか、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康包括支援センター ・ 少年院及び少年鑑別所 	<p>*除了《儿童福利法》第 7 条第 1 项中规定的儿童福利设施，还包括残疾儿日托支援事业、儿童自立生活援助事业、放学后儿童健全发展事业、育儿短期支援事业、地域育儿支援据点事业、临时托儿事业、病儿保育设施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康综合支援中心 ・ 少年院以及少年鉴别所
<p>■規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内に喫煙場所をつくることはできません。 ・ 屋外に喫煙場所をつくる場合、特定屋外喫煙所の要件を満たさなければなりません。 	<p>■限制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不能在室内设吸烟区。 ・ 在户外设吸烟区时，必须符合特定户外吸烟区的要求。
<p>◎ 2019 年 7 月 1 日から規制が適用されています。</p>	<p>◎自 2019 年 7 月 1 日起实施。</p>

3 幼稚園～高校・保育所など	3 幼儿园～高中・保育所等
<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ・保育所 ・その他、インターナショナルスクールなど 	<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼儿园、小学、初中、义务教育学校、高中、中等教育学校、特殊支援学校、高等专门学校 ・保育所 ・其他，如国际学校等
<p>■規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内に喫煙場所をつくることはできません。 ・屋外に喫煙場所をつくらないように努めなければいけません。 	<p>■制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不能在室内设吸烟区。 ・必须努力做到不在户外设置吸烟场所。
<p>◎2019 年 7 月 1 日から屋内の規制が適用されています。</p> <p>◎2019 年 9 月 1 日から屋外の規制が適用されています。</p>	<p>◎从 2019 年 7 月 1 日起实施室内限制</p> <p>◎从 2019 年 9 月 1 日起实施户外限制。</p>
4 宿泊施設	4 住宿设施
<p>■対象</p> <p>旅館業の施設</p>	<p>■対象</p> <p>旅馆业的设施</p>
<p>■規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。 ・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。 	<p>■制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 室内的吸烟室必须符合专用吸烟室或加热式香烟专用吸烟区的要求。 ・ 户外不受限制。但是，设吸烟区时，必须做好二手烟预防措施
<p>■適用除外</p> <p>旅館・ホテルの客室は、規制を適用しません。</p>	<p>■例外</p> <p>日式旅馆・酒店的客房不受限制。</p>
<p>◎ 2020 年 4 月 1 日から規制を適用します。</p>	<p>◎从 2020 年 4 月 1 日起实施。</p>
5 飲食店 [シガーバー（スナック）は含まない。]	5 饮食店[雪茄吧（深夜酒类饮食店）除外。]

<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、喫茶店 ・その他、これらに準ずるもの（シガーバー（スナック）は含まない。） 	<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、咖啡厅 ・其他，例如与上述同等类型的场所（雪茄吧（深夜酒类饮食店）除外）
<p>■規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。 ・屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません 	<p>■限制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内的吸烟室必须符合专用吸烟室或加热式香烟专用吸烟区的要求。 ・户外不受限制。但是，设吸烟区时，必须做好二手烟预防措施
<p>■従業員がいない飲食店</p> <p>以下の①～④すべてを満たした店は、店内の一部または全部を喫煙可能室とすることが認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①2020年4月1日時点で既に営業している ②施設内の客席部分の床面積が100㎡以下 ③中小企業（資本金の額または出資の総額が5千万円以下）または個人経営 ④従業員*がいない <p>★ POINT ④は都独自のルールです。</p>	<p>■无员工饮食店</p> <p>满足以下（1）至（4）所有条件的店铺可将其中一部分或全部的空间当作吸烟区。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①截至2020年4月1日，正在营业中 ②设施内的座位部分所占地板面积为100㎡以下 ③中小企业（注册资金或出资总额在5,000万日元以下）或个体经营 ④没有员工* <p>★POINT ④是东京特有的规则。</p>
<p>*従業員の定義</p> <p>労働基準法第9条に規定する労働者</p> <p>（例）正社員、契約社員、アルバイト、パートタイム など</p> <p>※ 同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者及び家事使用人を除きます。</p>	<p>*员工的定义</p> <p>《劳动基准法》第9条所规定的劳动者</p> <p>（例）正式员工、合同员工、兼职员工等。</p> <p>*不包括仅使用同居亲属的事业、办公室雇员及家庭佣人。</p>
<p>◎2020年4月1日から規制を適用します。</p> <p>◎2019年9月1日から店内の喫煙状況の店頭表示が義務化されています</p>	<p>◎从2020年4月1日起实施。</p> <p>◎从2019年9月1日起，在店面标识店内吸烟情况已被定为义务。</p>

す。	
6 シガーバー(スナック)・たばこ販売店等	6 雪茄吧(深夜酒类饮食店)、烟草零售店等
■対象 喫煙を主目的とするバー、スナック等	■対象 以吸烟为主要目的的酒吧、深夜酒类饮食店等
以下の要件を満たす飲食店 ① たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしていること ② 「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと *米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼きなど	符合以下条件的饮食店 ① 面对面销售烟草(包括移动销售) ② 店内所提供的饮食不以“公认的普通主食”为主 *米饭类、甜点面包以外的面包类、面条类、比萨饼、大阪烧等
店内で喫煙可能なたばこ販売店	可在店内吸烟的烟草零售店
以下の要件を満たす施設 ① たばこまたは喫煙器具の販売(たばこについては対面販売に限る。)をしていること ② 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと	符合以下条件的设施 ① 进行烟草或吸烟设备的销售(烟草仅限于面对面销售) ② 店内没有设置供顾客饮食用的设备
公衆喫煙所	公共吸烟区
屋内の全部を専ら喫煙をする場所とする施設 ■規制内容 ・ 屋内の喫煙室は、喫煙目的室の要件を満たさなければなりません。 ・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。	室内完全用作吸烟的设施 ■限制内容 ・ 室内的吸烟区必须符合吸烟室的要求。 ・ 户外不受限制。但是，设吸烟区时，必须做好二手烟预防措施
◎ 2020年4月1日から規制を適用します。	◎ 从2020年4月1日起实施。
コラム 複数の施設の類型にまたがる場合の取扱いは？	专栏 同属多种设施类型时如何处理？
・ 第一種施設内に第一種施設以外の施設がある 施設内すべてに第一種施設の規制を適用します。	・ 第一种设施中有第一种设施以外的设施 第一种设施的限制将适用于整个设施。
(例) 大学や病院の施設内に食堂(飲食店)がある場合、食堂スペースも第一種施設の規制を適用します	(例) 大学或医院中有餐厅(饮食店)，则餐厅所占空间受第一种设施的限制。

<p>・一つの施設内に複数の施設類型が混在している</p> <p>施設全体は第二種施設に分類します。施設内に第一種施設が存在する場合は、その場所に限り、第一種施設の規制を適用します。</p>	<p>・一个设施中混合了多种设施类型</p> <p>整个设施将被归类为第二种设施。如设施中有第一种设施，仅所占空间受第一种设施的限制。</p>
<p>(例) 商業ビルの中にクリニックがある場合、ビル全体は第二種施設、クリニックの占有部分は第一種施設の規制を適用します。</p>	<p>(例) 在商业大楼中有诊所，则整个大楼属于第二种设施，而诊所的所占区域将受第一种设施的限制。</p>
<p>7 多数の人が利用する施設（1～6を除く）</p>	<p>7 多人使用的设施（1~6除外）</p>
<p>■対象</p> <p>2人以上の人が利用する施設</p>	<p>■対象</p> <p>2人以上使用的设施</p>
<p>■規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。 ・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。 	<p>■制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 室内的吸烟室必须符合专用吸烟室或加热式香烟专用吸烟区的要求。 ・ 户外不受限制。但是，设吸烟区时，必须做好二手烟预防措施
<p>◎ 2020年4月1日から規制を適用します。</p>	<p>◎从2020年4月1日起实施。</p>
<p>8 バス・タクシー・飛行機・鉄道・船舶</p>	<p>8 巴士、出租车、飞机、轨道交通、船舶</p>
<p>■対象</p> <p>バス、タクシー、旅客機、旅客鉄道、旅客船</p>	<p>■対象</p> <p>巴士、出租车、旅客飞机、旅客铁道、旅客船</p>
<p>■規制内容</p> <p>バス・タクシー・飛行機</p> <p>車内（機内）に喫煙場所をつくることはできません。</p> <p>鉄道・船舶</p> <p>車内（船上）の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。なお、宿泊用の客室は規制の対象外です。</p>	<p>■制限内容</p> <p>巴士・出租车・飞机</p> <p>不能在车内（机上）设吸烟区。</p> <p>轨道交通・船舶</p> <p>车内（船上）的吸烟室必须符合专用吸烟室或加热式香烟专用吸烟区的要求。而住宿用的客房则不受限制。</p>
<p>◎ 2020年4月1日から規制を適用します。</p>	<p>◎从2020年4月1日起实施。</p>

<p>⑥改正法・条例で定める喫煙できる場所 屋外 特定屋外喫煙場所…大学や病院などの喫煙場所</p>	<p>⑥修改健康增进法・东京都二手烟预防条例中规定的可吸烟场所 户外 特定户外吸烟场所…大学、医院等的吸烟场所</p>
<p>■要件</p> <p>①第一種施設の屋外の場所であること</p> <p>②管理権原者によって禁煙場所と区画されていること</p> <p>③喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示がされていること</p> <p>④施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること (例) 建物の裏や屋上など</p>	<p>■必要条件</p> <p>①第一种设施的户外场所</p> <p>②管理权限人所区分的禁烟区以外区域</p> <p>③设有可吸烟标识</p> <p>④设于设施使用者通常不会进入的区域 (例) 建筑物后面、屋顶等</p>
<p>■吸うことができるたばこ たばこ全般</p>	<p>■适用烟草 所有烟草</p>
<p>屋内 屋内に喫煙室を設置する際は、喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出しないように、以下の基準を満たした措置を講じる必要があります。</p>	<p>室内 吸烟区设于室内时，必须按以下标准采取相应措施，以防止烟雾流入设施中其他室内区域。</p>
<p>■喫煙室外への煙の流出防止措置 (=技術的基準)</p> <p>① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が 0.2 m/秒以上であること</p> <p>② たばこの煙 (加熱式たばこの蒸気を含む。) が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること</p> <p>③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること</p>	<p>■防止烟雾外流的措施 (=技术标准)</p> <p>①在吸烟室出入口处，从外侧到内侧的气流应为 0.2 m / 秒以上。</p> <p>②以墙壁・天花板划分空间，防止烟雾 (包括加热型烟草的蒸气) 从吸烟室流入设施中其他室内区域。</p> <p>③烟雾要排到设施的外部空间</p>
<p>・施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。(=フロア分煙可)</p> <p>・従業員がいない等一定の要件を満たした飲食店が、喫煙可能室として店内を全面喫煙可能とする場合は、②のみ満たす必要があります。</p> <p>・2020年4月1日に既に存在している建築物等で、管理権原者の責</p>	<p>・有多个楼层的设施如果以墙壁・天花板等划分空间，则可分为吸烟楼层和禁烟楼层。(=即分楼层吸烟)</p> <p>・满足一定要求 (例如没有员工) 的饮食店可将整个店内当作吸烟区，这</p>

<p>任において責めに帰することができない事由によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置が設けられています。</p> <p>経過措置では、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、上記の技術的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止できること」とされています。</p> <p>具体的には、相応の機能を持つ脱煙機能付き喫煙ブースを設置し当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されることが必要です。</p>	<p>种情况只要求满足条件②。</p> <ul style="list-style-type: none"> 截至 2020 年 4 月 1 日的现存建筑物等，若难以达到技术标准却不能归因于管理权限人的责任时，可采取一定的过渡措施。 <p>所谓过渡措施，即“通过采取必要措施来充分净化烟雾并将其排放到室外，其防止烟雾外泄的效果等同于采取符合上述技术标准的措施。”</p> <p>具体而言，吸烟区要设有-定的除烟功能，并且吸烟区的气体要排放到室外（仅限第二种设施的室内或内部场所）。</p>
<p>(A) 喫煙専用室…たばこを吸うための喫煙室</p>	<p>(A) 専用吸烟室…仅用于吸烟的吸烟室</p>
<p>■要件</p> <p>① 第二種施設または鉄道・船舶の屋内の一部の場所であること</p> <p>★POINT 施設内の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。</p> <p>②専ら喫煙をすることができる場所であること</p> <p>★POINT 喫煙専用室内では、飲食等、喫煙以外のことはできません。</p> <p>③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（=技術的基準）に適合していること</p> <p>④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら喫煙をすることができる場所である旨 ・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 <p>⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること</p>	<p>■必要条件</p> <p>①第二种设施或轨道交通・船舶的室内部分区域</p> <p>★POINT 不能将设施内的所有区域用作专用吸烟室。</p> <p>②只能吸烟</p> <p>★POINT 在专用吸烟室里，不能做吸烟以外的事情，例如饮食。</p> <p>③符合防止烟雾外流的标准（=技术标准）。</p> <p>④应在吸烟室出入口的显眼位置张贴易于识别以下内容的标识。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・该区域仅用于吸烟 ・禁止未满 20 岁人士入内 <p>⑤应在设施主要出入口的显眼位置张贴相关标识，以表明设有专用吸烟室。</p>
<p>■吸うことができるたばこ</p> <p>たばこ全般</p>	<p>■适用烟草</p> <p>所有烟草</p>

<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。 ・ 喫煙専用室を廃止しようとするときは、標識を除去しなければなりません。 ・ 施設内のすべての喫煙専用室を廃止しようとするときは、直ちに、標識を除去しなければなりません。 <p>■標識イメージ</p>	<p>■運用時の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不得让未满 20 岁人士进入吸烟专用室。 ・ 要废除吸烟专用室时，必须移除相关标识。 ・ 要废除设施中的所有吸烟专用室时，必须立即移除相关标识。 <p>■参考标识</p>
<p>(B) 指定たばこ専用喫煙室…加熱式たばこに限り、吸いながら飲食等ができる喫煙室</p>	<p>(B) 加热式香烟专用吸烟区…仅限加热型烟草，且允许边吸烟边饮食的吸烟室</p>
<p>①第二種施設または鉄道・船舶の屋内の一部の場所であること</p> <p>★POINT 施設内の全部の場所を指定たばこ専用喫煙室とすることはできません。</p> <p>②喫煙をすることができる場所であること</p> <p>★POINT 指定たばこ専用喫煙室内では、飲食等、喫煙以外のこともできます。</p> <p>③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（＝技術的基準）に適合していること</p> <p>④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙をすることができる場所である旨 ・ 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨 <p>⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること</p>	<p>①第二种设施或铁道交通・船舶的室内部分区域</p> <p>★POINT 不能将设施内的所有区域用作加热式香烟专用吸烟区。</p> <p>②可以吸烟</p> <p>★POINT 在加热式香烟专用吸烟区里，可以做吸烟以外的事情，例如饮食。</p> <p>③符合防止烟雾外流的标准（=技术标准）。</p> <p>④应在吸烟室入口处显眼位置张贴易于识别以下内容的标识。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 该区域可吸烟 ・ 禁止未满 20 岁人士入内 <p>⑤应在设施主要出入口的显眼位置张贴相关标识，以表明设有加热式香烟专用吸烟区。</p>
<p>■吸うことができるたばこ</p> <p>加熱式たばこのみ</p>	<p>■适用烟草</p> <p>仅限加热型烟草</p>

<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 歳未満の者を指定たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはなりません。 ・ 施設の営業について広告または宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室を設置していることを明らかにしなければなりません。 ・ 指定たばこ専用喫煙室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなければなりません。 ・ 施設内のすべての指定たばこ専用喫煙室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。 	<p>■運用時の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不得让未满 20 岁人士进入指定烟草专用吸烟室。 ・ 就该设施的营业情况进行广告或宣传时，必须表明设施内设有加热式香烟专用吸烟区。 ・ 要废除加热式香烟专用吸烟区时，必须移除上述④中所提及的标识。 ・ 要废除设施中的所有加热式香烟专用吸烟区时，必须立即移除上述⑤中所提及的标识。
<p>■標識イメージ</p>	<p>■参考标识</p>
<p>(C) 喫煙可能室…従業員がいない飲食店の喫煙席</p>	<p>(C) 吸烟区…无员工饮食店的吸烟位</p>
<p>■要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員がいない等一定の要件を満たした既存飲食店の屋内の全部または一部の場所であること ② 喫煙をすることができる場所であること <p>★POINT 喫煙可能室内では、飲食等、喫煙以外のこともできます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（＝技術的基準）に適合していること ④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙をすることができる場所である旨 ・ 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨 ⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること 	<p>■必要条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 満足一定要求（例如没有员工）的现存饮食店的室内全部或部分区域 ② 可以吸烟 <p>★POINT 在吸烟可能室里，也可以做吸烟以外的事情，例如饮食。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 符合防止烟雾外流的标准（＝技术标准）。 ④ 应在吸烟室入口处显眼位置张贴易于识别以下内容的标识。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 该区域可吸烟 ・ 禁止未满 20 岁人士入内 ⑤ 应在设施主要出入口的显眼位置张贴相关标识，以表明设有吸烟专用室。 <p>*如果将设施的所有区域用作吸烟可能室，并且已在设施主要出入口的显眼位置张贴有④的标识，则不需要此操作。</p>

<p>※ 施設の全部を喫煙可能室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既に④の標識が掲示されているときは不要です。</p>	
<p>■吸うことができるたばこ たばこ全般</p>	<p>■適用烟草 所有烟草</p>
<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地の保健所等に届出をしなければなりません。 届出事項 ①施設の名称・所在地、②管理権原者氏名・住所（法人代表者名・所在地）、③従業員がいないこと ・20歳未満の者を喫煙可能室に立ち入らせてはなりません。 ・以下の書類を備え、保管しなければなりません。 書類の内容 ①施設内の客席部分の床面積に係る資料 ②会社経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料 ③従業員への給料の支出がないことを示す資料 ・施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙可能室を設置していることを明らかにしなければなりません。 ・喫煙可能室を廃止しようとするときは、標識を除去しなければなりません。 ・施設内のすべての喫煙可能室を廃止しようとするときは、直ちに、標識を除去しなければなりません。 	<p>■運用時の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・您必须上报当地保健所等。 <p>上报事项①设施名称・所在地②管理权限者的姓名・住所（法人代表的名称・所在地）③没有员工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不得让未满20岁人士进入吸烟可能室。 ・必须提供并保管以下文件。 <p>文件内容</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）设施内的座位部分所占地板面积的相关资料 （2）若为公司经营，注册资金或出资总额的相关资料 （3）表明没有员工工资支出的资料 <ul style="list-style-type: none"> ・就该设施的营业情况进行广告或宣传时，必须表明设施内设有吸烟区。 ・要废除吸烟区时，必须移除相关标识。 ・要废除设施中的所有吸烟区时，必须立即移除相关标识。
<p>■標識イメージ</p>	<p>■参考标识</p>
<p>(D) 喫煙目的室…シガーバーなどの喫煙室</p>	<p>(D) 吸烟室…以吸烟为主要目的的吸烟室，如雪茄吧</p>

<p>■要件</p> <p>① シガーバー（スナック）・たばこ販売店の屋内の全部または一部の場所であること</p> <p>②喫煙をすることができる場所であること</p> <p>★POINT 喫煙目的室内では、飲食等、喫煙以外のこともできます。</p> <p>③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（＝技術的基準）に適合していること</p> <p>④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をすることができる場所である旨 ・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 <p>⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙目的室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること</p> <p>※ 施設の全部を喫煙目的室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既に④の標識が掲示されているときは不要です。</p>	<p>■必要条件</p> <p>①雪茄吧（深夜酒类饮食店）・烟草零售店的室内全部或部分区域</p> <p>②可以吸烟</p> <p>★POINT 在吸烟室里，也可以做吸烟以外的事情，例如饮食。</p> <p>③符合防止烟雾外流的标准（=技术标准）。</p> <p>④应在吸烟室出入口的显眼位置张贴易于识别以下内容的标识。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・该区域仅用于吸烟 ・禁止未满20岁人士入内 <p>⑤应在设施主要出入口的显眼位置张贴相关标识，以表明设有吸烟室</p> <p>*如果将设施的所有区域用作吸烟室，并且已在设施主要出入口的显眼位置张贴有④的标识，则不需要此操作。</p>
<p>■吸うことができるたばこ</p> <p>たばこ全般</p>	<p>■适用烟草</p> <p>所有烟草</p>
<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の者を喫煙目的室に立ち入らせてはなりません。 ・以下の内容を示す帳簿を備え、保存しなければなりません。 <p>帳簿の記載事項 たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙目的室を設置していることを明らかにしなければなりません。 ・喫煙目的室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなけれ 	<p>■運用時の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不得让未满20岁人士进入吸烟室。 ・必须具备有并保管表明以下内容的账簿。 <p>账簿的记录事项 与《烟草商业法》第22条第1项或第26条第1项的许可有关的内容</p>

<p>ばなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内のすべての喫煙目的室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> 就该设施的营业情况进行广告或宣传时，必须表明设施内设有吸烟室。 要废除吸烟室时，必须移除上述④中所提及的标识。 要废除设施中的所有吸烟室时，必须立即移除上述⑤中所提及的标识。
<p>■標識イメージ</p>	<p>■参考标识</p>
<p>⑦ 施行時期</p>	<p>⑦ 实施时期</p>
<p>2020年4月1日</p> <p>(飲食店の店頭表示義務化や学校等第一種施設の規制など、すでに一部施行しているものもあります。)</p>	<p>2020年4月1日</p> <p>(部分设施现已实施，例如饮食店的店面标识义务化、学校等第一种设施的限制内容等。)</p>
<p>受動喫煙防止対策関連施策※原則として、全て日本語で対応させていただきます。</p>	<p>关于二手烟预防对策的实施*原则上，一律以日语来对应。</p>
<p>■喫煙専用室等専門アドバイザー</p> <p>専門家が、喫煙専用室の設置等の際し、実地による相談支援や、環境測定等の調査を行います。ご利用の際は、下記「もくもくぜろ」までお電話ください。</p> <p>■東京都モデル標識の作成、ステッカーの配布</p> <p>改正法・条例に適合したモデル標識を作成します。また、施設の出入口や喫煙場所に掲示できる標識ステッカーを配布します。詳しくはHPをご覧ください。</p>	<p>■针对专用吸烟室等的专业顾问</p> <p>设置专用吸烟室时，专家将通过或现场提供咨询，或实施环境测定等的调查。如有需要，请致电 0570-069690。</p> <p>■制作适用于东京都的标识模版、派发标识贴纸</p> <p>制作符合修改健康增进法・东京都二手烟预防条例的标识模版。此外，还将分发可用于设施出入口和吸烟场所的标识贴纸。详细信息请参见官网。</p>
<p>■受動喫煙防止対策や、改正法・条例に関するお問い合わせは以下の番号まで</p> <p>0570-069690 (もくもくぜろ)</p> <p>月～金(祝日・年末年始除く) 9時から 17時 45分</p> <p>☆受付時間外は、HPのチャットボットをご活用ください!</p>	<p>■关于二手烟预防对策以及修改健康增进法・东京都二手烟预防条例，如需咨询，请拨打以下电话。</p> <p>0570-069690</p> <p>周一～周五(节假日・年末年初除外) 从 9:00 到 17:45</p> <p>☆其余时间请利用官网上的智能问答服务!</p>

<p>※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります</p>	<p>*咨询不收费，但通话过程将产生通话费</p>
<p>■受動喫煙防止対策助成金</p> <p>厚生労働省では、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行います。ご相談は、東京労働局健康課（03-3512-1616）まで。詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。</p> <p>※時期によりステッカーの在庫状況や補助金の受付の状況が異なる可能性があります。</p>	<p>■二手烟预防対策助成金</p> <p>中小企业事业主为实施二手烟预防对策所需的经费中，与设置符合一定标准的吸烟室有关的工费、设备费、备品费、机械装置费等，厚生劳动省可提供助成金。如需咨询，请联系东京劳动局健康课（03-3512-1616）。详细信息请参见厚生劳动省网站。</p> <p>*贴纸的库存情况和辅助金申请的接收情况将随不同时期而有所变化。</p>
<p>東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」 受動喫煙防止対策の最新情報を発信しています。</p>	<p>東京都福利保健局网站 该网站发布关于二手烟预防对策的最新消息。</p>
<p>2019 年 12 月発行</p> <p>東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 ☎ 03-5320-4361</p> <p>全て日本語で対応させていただきます。</p>	<p>2019 年 12 月发行</p> <p>東京都福利保健局保健政策部健康推进课 ☎ 03-5320-4361</p> <p>一律以日语来对应。</p>